

山梨県介助用自動車購入等助成事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県介助用自動車購入等助成事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、市町村が行う介助用自動車購入等助成事業に要する経費の一部を補助することにより、介助者の負担の軽減を図り、もって在宅福祉の推進に寄与することを目的とする。

(実施方法)

第3条 この要綱において市町村の事業実施方法は、山梨県介助用自動車購入等助成事業実施要綱（平成9年6月5日施行）に規定するとおりとす。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の対象経費は、市町村が行う介助用自動車購入等助成事業に要する経費とする。

(補助金の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、別表に定める基準額と対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じた額と、市町村が助成した額に2分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（第1号様式）に、次の書類を添え、知事に申請するものとする。

- (1) 補助金所要額調書（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 歳入歳出予算書抄本

(補助金の実績報告)

第7条 この補助金の交付決定がなされた市町村は、事業完了後1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（第4号様式）に、次の書類を添え、知事に提出するものとする。

- (1) 補助金精算書(第5号様式)
- (2) 事業実績報告内訳書(第6号様式)
- (3) 歳入歳出決算(見込)書抄本

(補助金の交付)

第8条 この補助金の交付は、精算払いとする。

(補助の条件)

第9条 この補助金の交付を受けた市町村は、この補助金に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿その他証拠書類を整備し、当該年度完了後5年間保存しなければならない。

付則 この要綱は、平成9年6月5日から施行する。

別表(第5条関係)

基 準 額
600,000円